

令和6年能登半島地震により被災された方々に対する Vitality 健康プログラムのお取扱いについて

(2024年2月1日)

このたびの災害により被害を受けられた皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。
弊社では、このたびの地震で被災された方々に対して、次の Vitality 健康プログラムのお取扱いをいたします^{※1}。

※1 Vitality 保険型、Vitality スマートいずれの会員の方も対象です。

1. 「令和6年能登半島地震」災害救助法適用地域にお住まいの方^{※2}

2024年1～3月各月の運動ポイントについて、2023年10～12月各月の運動ポイント(イベントを除く)のうち最も高い実績に合わせて、不足分のポイントを加算いたします^{※3}。
(2024年3月分までの運動ポイント確定後、4月以降に実施)

また、加算される運動ポイントを含めて、保険料の決定に適用されるステータスを判定いたします^{※4}。

いずれもお客さまからのお申し出は不要で、当社にてポイント反映等を実施いたします。

※2 令和6年能登半島地震災害救助法適用地域を住所として登録している Vitality 会員の方(2023.12.31時点)となります。当該会員に対して本内容についてメール等でもお知らせいたします。

なお、会員年度開始日が2024.1.1以降の会員の方は個別のお申し出に基づき対応いたします。

災害救助法適用地域の詳細は以下の内閣府ホームページをご参照ください。

https://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html

※3 ポイント加算は、Vitality 保険型、Vitality スマートいずれの会員の方も対象となります。

※4 ステータスは、Vitality 保険型、Vitality スマートいずれの会員の方も加算後のポイントで判定されます。

2. 上記以外の地域にお住まいの方

このたびの地震による被災のため、Vitality 健康プログラムの取組みに影響が生じているお客さまは同様の取扱いを適用いたしますので、Vitality サービスセンターまでお申し出をお願いいたします。

*Vitality 利用料のお払込みにつきましては[コチラ](#)(「令和6年能登半島地震」災害救助法適用地域のお取扱い)

Vitality 健康プログラムに関するお問い合わせ

■Vitality サービスセンター

○スミセイライフデザイナー（営業職員）を通じてご加入のお客さま

（フリーダイヤル） **0120-307864**

○代理店を通じてご加入のお客さま

（フリーダイヤル） **0120-055864**

受付時間：月～金曜日 午前9時～午後6時

土曜日 午前9時～午後5時

（日曜・祝日、12/31～1/3 を除く）

以上